#### (2)福祉のまちづくり条例施行規則

制定 施行	平成5年3月26日 平成5年10月1日	規則第15号	改正 施行	平成7年6月30日 平成7年7月1日	規則第44号
沙正	平成7年7月21日	規則第52号	改正	平成8年6月28日	規則第64号
施行 改正	平成7年12月1日 平成11年3月31日	規則第48号	施行改正	平成9年4月1日 平成14年6月14日	規則第64号
施行 改正	平成11年4月1日 平成15年9月30日	規則第81号	施行 改正	平成14年10月 1 日 平成16年 3 月26日	規則第20号
施行 改正	平成15年10月1日		施行	平成16年4月1日	
施行	平成16年 6 月30日 平成16年 7 月 1 日	規則第62号	改正 施行 改正	平成17年9月30日 平成17年10月1日	規則第73号
施行 改施	平成18年3月31日 平成18年4月1日	規則第42号	改正 施行	平成18年9月29日 平成18年10月1日	規則第80号
設定 施行	平成19年 9 月28日 平成19年 9 月30日	規則第62号	設正 施行	平成20年3月31日 平成20年4月1日	規則第28号
改正施行	平成20年8月22日	規則第58号	改正	平成23年 5 月16日	規則第25号
改正	平成20年10月 1 日 平成24年 6月29日	規則第38号	施荇	平成23年7月1日	
施荇	平成24年 7月 1日				

(趣旨)

第1条 この規則は、福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号。以下「条例」という。)の施 行に関して必要な事項を定めるものとする。

(公益的施設)

- 第2条 条例第1条第2項に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。 (公共施設)
- 第3条 条例第1条第3項に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。
  - (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供する 道路を除く。以下「道路」という。)
  - (2) 次に掲げる公園、緑地等の施設(以下「公園等」という。
    - ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
    - イ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地ウ 勤労者総合福祉施設運営基金条例の一部を改正する条例(平成21年兵庫県条例第7号)附則第2項の規定による廃止前の勤労者総合福祉施設整備基金条例(昭和52年兵庫県条例第5号)第1条に規定する勤労者総合福祉施設整備基金がその整備の資金に充てられ、又は勤労者福祉基金条例(昭和56年兵庫県条例第4号)第1条に規定する勤労者福祉基金がその改修の資金に充てられた野外活動施設

(共同住宅等の施設の規模)

- 第4条 条例第1条第4項に規定する規則で定める規模は、別表第2のとおりとする。
  - (小規模購買施設等の施設)
- 第4条の2 条例第1条第8項に規定する規則で定める施設は、別表第2の2のとおりとする。 (公共車両)
- 第5条 条例第1条第9項に規定する規則で定める鉄道の車両及び乗合自動車は、次に掲げるものとする。 (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第2条第12号に規定する 旅客車
  - (2) 道路運送法 (昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(特定施設整備基準)

- 第6条 特定施設整備基準は、別表第3のとおりとする。
- 2 地形、敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他のやむを得ない理由により特定施設整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、当該基準によらないことができる。 (特定施設の建築等の届出)
- 第7条 条例第15条(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(駐車の用に供する部分に、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置を用いるものを除く。)及び道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場その他の自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)(以下「路外駐車場等」という。)を除く。)にあっては特定施設建築等(変更)届(様式第1号)、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等(変更)届(様式第2号)により行わなければならない。
- 2 前項の届出書には、特定施設(路外駐車場等を除く。)の建築等の届出にあっては第1号から第7号まで及び第9号に掲げる図書、路外駐車場等の設置等の届出にあっては第1号、第8号及び第9号に掲げる図書、特定施設の建築等の変更の届出にあっては当該変更に係る第1号から第9号までに掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
  - (2) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図
  - (3) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した2面以上の敷地の断面図
  - (4) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図
  - (5) 縮尺及び屋外から屋内に通ずる出入口(以下「外部出入口」という。)の位置を明示した2面以上

- の建築物の立面図
- (6) 縮尺及び床の高さを明示した2面以上の建築物の断面図
- (7) 知事が別に定める様式による特定施設の整備の計画を記載した調書
- (8) 障害者が利用できる駐車区画を明示した駐車場の平面図
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- (特定施設の建築等に係る軽微な変更)
- 第8条 条例第17条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 特定施設の規模の変更のうち、特定施設整備基準の適用の変更を伴わないもの
  - (2) 高齢者等の安全かつ快適な特定施設の利用の見地から支障がないと認められる変更
  - (工事の完了の届出)
- 第9条 条例第18条の規定による届出は、特定施設(路外駐車場等を除く。)にあっては特定施設工事完 了届(様式第4号)、路外駐車場等にあっては路外駐車場等工事完了届(様式第5号)により行わなけ ればならない。

(適合証)

- 第10条 条例第19条第2項に規定する規則で定める適合証の様式は、様式第6号のとおりとする。 (通知をもって届出に代える法人)
- 第11条 条例第21条第1項に規定する規則で定める法人は、別表第4のとおりとする。

(特定施設の建築等の通知)

- 第12条 条例第21条第2項の規定による通知は、特定施設(公共施設を除く。)の建築等の工事に着手す る日の30日前までに、公益的施設(路外駐車場等を除く。)及び共同住宅等の施設にあっては公益的施 設等建築等通知書(様式第7号)、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等通知書(様式第8号)、 公共施設にあっては公共施設新設等通知書(様式第9号)により行わなければならない。この場合にお いて、公共施設に係る通知は、年度ごとに当該年度分について行うものとする。
- 前項の通知書には、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添付し なければならない。
  - (1) 公益的施設等建築等通知書 第7条第2項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる図書
  - (2) 路外駐車場等建築等通知書 第7条第2項第1号、第8号及び第9号に掲げる図書
  - (3) 公共施設新設等通知書 工事箇所図及び公共施設(道路を除く。)に係る通知にあっては、知事が 別に定める様式による公共施設の整備の計画を記載した調書

(整備状況に関する情報の公表)

- 第12条の2 条例第24条の2に規定する規則で定める用途及び規模は、別表第4の2のとおりとする。
- 2 条例第24条の2に規定する規則で定める情報は、次に掲げる事項(特定施設整備基準に該当するもの に限る。)とする。
  - (1) 主要な出入口の戸の形式
  - (2) エレベーターの有無及びエレベーターがある場合には車椅子を使用している者(以下「車椅子使用 者」という。)が安全かつ快適に利用することができるエレベーターの有無 (3) 車椅子使用者及び人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者(以下「オストメイト」という。)
  - が安全かつ快適に利用することができる便所の有無
  - (4) 乳幼児を同伴する者に対応した設備の整備状況
  - (5) ホテル又は旅館(以下「ホテル等」という。)にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用す 。 ることができる客室(以下「車椅子使用者利用客室」という。)の有無並びに点灯及び音声により非 常時の情報を知らせるための装置を備えた客室の有無
  - (6) 敷地内の通路上の段差の状況並びにスロープ及び視覚障害者を誘導するための設備の有無
  - (7) 駐車場の有無及び駐車場がある場合には車椅子使用者が安全かつ快適に利用することができる駐車 施設(以下「車椅子使用者利用駐車施設」という。)の有無
  - (8) 案内所、案内板及び視覚障害者が利用することができる案内設備の整備状況並びに当該案内設備ま . で視覚障害者を誘導するための設備の有無
  - (9) 固定式の観覧席又は客席を設ける施設にあっては、車椅子使用者が安全かつ快適に利用することが できる観覧スペース及び集団補聴設備の有無
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 前項各号に掲げる事項の表示は、次に掲げるところにより行わなければならない。
- (1) 日本工業規格 Z8210 に定められている図記号(以下「JIS適合図」という。) を用いる等、高齢者 等に分かりやすく表示すること。
- (2) 前項第2号、第3号及び第5号から第9号までに掲げる事項のうち、設備等の有無を表示すること とされている事項にあっては、当該設備等が整備されていない場合においても、その旨を表示するこ
- 条例第24条の2に規定する規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
  - (1) インターネットの利用
  - (2) パンフレットその他これに類するものへの掲載
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 条例第24条の2の規定による情報の公表は、原則として前項第1号に掲げる方法により行わなければ ならない。

(建築の規模)

- 第12条の3 条例別表第1に規定する規則で定める基準規定及び規模は、次項に定めるもののほか、別表 第4の3のとおりとする。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「政令」 という。)第11条から第21条までの規定を政令第22条第2号から第6号までに掲げる建築物の部分に適

用させる場合にあっては、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若し くは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計2,000平方メートル以上(公衆便所にあっては、50 平方メートル以上)の規模とする。

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

- 第12条の4 条例第24条の6第1項に規定する規則で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、 別表第4の4のとおりとする。
- 条例第24条の4に規定する特定建築物の建築をする場合における別表第4の4の規定の適用について は、同表の規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とある のは「多数の者が利用する」とする。

(制限の緩和)

- 第12条の5 条例第24条の6第3項の規定による認定を受けようとする者は、建築物移動等円滑化基準緩 和認定申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。
- 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。) の規定による確認の申請書の写し(建築物の構造に係る図書のうち知事が別に定めるものを除く。
- (2) 知事が別に定める様式による特別特定建築物(条例第24条の3に規定する特別特定建築物をいう。 以下同じ。)の建築の計画を記載した調書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- (小規模購買施設等整備基準)
- 第12条の6 小規模購買施設等整備基準は、別表第4の5のとおりとする。

(小規模購買施設等の施設の建築等の届出)

- 第12条の7 条例第24条の9(条例第24条の11において準用する場合を含む。)の規定による届出は、小 規模購買施設等の施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、小規模購買施設等建築等(変更) 届(様式第10号の2)により行わなければならない。
- 前項の届出書には、次に掲げる図書(小規模購買施設等の施設の建築等の変更の届出にあっては、当 該変更に係るものに限る。)を添付しなければならない。
  - (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
  - (2) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別 及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図
  - (3) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図
  - (4) 知事が別に定める様式による小規模購買施設等の施設の整備の計画を記載した調書
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
  - (小規模購買施設等の施設の建築等に係る軽微な変更)
- 第12条の8 条例第24条の11に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 小規模購買施設等の施設の規模の変更のうち、小規模購買施設等整備基準の適用の変更を伴わない もの
  - (2) 高齢者等の安全かつ快適な小規模購買施設等の施設の利用の見地から支障がないと認められる変更 (小規模購買施設等の施設の建築等の通知)
- 第12条の9 条例第24条の12第1項の規定による通知は、小規模購買施設等の施設の建築等の工事に着手 する日の30日前までに、小規模購買施設等建築等通知書(様式第10号の4)により行わなければならな
- 2 前項の通知書には、第12条の7第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。 (住宅整備基準)
- 第13条 住宅整備基準は、別表第5のとおりとする。
- 2 心身の状況により住宅整備基準による整備が適当でない場合は、当該基準によらないことができる。 (届出を要する共同住宅の規模)
- 第14条 条例第29条に規定する規則で定める規模は、一の建築物に存する戸数21戸とする。

(共同住宅の建築等の届出)

- 第15条 条例第29条(条例第31条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、共同住宅の建築 等の工事に着手する日の30日前までに、共同住宅建築等(変更)届(様式第11号)により行われなけれ ばならない。
- 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 知事が別に定める様式による共同住宅の整備の計画を記載した調書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(共同住宅の建築等に係る軽微な変更)

- 第16条 条例第31条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 共同住宅の規模の変更のうち、住宅整備基準の適用の変更を伴わないもの
  - (2) 高齢者等の安全かつ快適な共同住宅の利用の見地から支障がないと認められる変更 (共同住宅の建築等の通知)
- 第17条 条例第32条第1項の規定による通知は、共同住宅の建築等の工事に着手する日の30日前までに、 共同住宅建築等通知書(様式第13号)により行わなければならない。
- 前項の通知書には、第15条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。 (福祉のまちづくりアドバイザーの登録の要件)

- 第17条の 2 知事は、次に掲げる者のうちから、条例第33条の 3 第 1 項の規定による登録を行うものとす る。

  - (1) 福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者等であって、知事が指定する研修を受講した者 (2) 福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であって、知事が指定する建築又は福祉に関する 資格を有する者

- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の識見又は専門的知識を有すると知事が認める者
- (福祉のまちづくりアドバイザーのあっせん)
- 第17条の3 条例第33条の3第3項の規定による福祉のまちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)のあっせんを求めようとする者は、福祉のまちづくりアドバイザーあっせん申請書(様式第14号)により申請しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書
- (2) 知事が別に定める様式による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の運営の状況又は計画を記載した調書
- (3) 特定施設の整備を予定している場合にあっては、工事工程表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- 3 知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、アドバイザーのうちから、 当該申請に係る特定施設の整備及び運営に関する点検及び助言を行う者として適当と認める者をあっ せんするものとする。

(県民参加型特定施設の認定)

- 第17条の4 条例第33条の4の規定による認定(以下この条から第17条の6までにおいて「認定」という。) は、認定を受けようとする特定施設の所有者又は管理者(以下「特定施設の所有者等」という。)の申 請に基づき行うものとする。
- 2 前項の申請をする者は、県民参加型特定施設認定申請書(様式第15号)に、次に掲げる図書を添付して、これらを知事に提出しなければならない。
  - (1) 前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書
  - (2) 県民の参画と協働による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営の状況に関する図書
- 3 前項第2号に掲げる図書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) アドバイザーによる点検及び助言その他の県民の参画と協働により提示された整備及び運営に関する意見の内容
- (2) 前号の意見を受けて行う特定施設の整備又は運営の措置の状況
- 4 知事は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定施設が、前項第1号の意見の内 容を適切に反映して整備及び運営が行われているものと認めるときは、当該特定施設を県民参加型特 定施設として認定するものとする。
- 5 知事は、認定をしたときは、申請をした者に対し、知事が別に定める認定証を交付するものとする。 (報告の徴収等)
- 第17条の5 知事は、必要があると認めるときは、認定を受けた特定施設の所有者等に対し、当該認定に 係る特定施設の整備又は運営の状況の報告を求めることができる。
- 2 知事は、前項の報告があったときは、当該認定を受けた特定施設の所有者等に対し、必要な指導又は 助言を行うことができる。

(認定の取消し)

第17条の6 知事は、認定を受けた特定施設が当該認定の内容に従った整備又は運営が行われていないと 認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(勧告に従わない場合の公表)

- 第18条 条例第35条の規定による公表は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行う ものとする。
- 2 条例第35条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 住所並びに法人にあっては、その名称及び代表者の氏名
  - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
  - (類似の用途)
- 2 福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(平成22年兵庫県条例第42号)附則第3項の規則で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物(同条例による改正後の福祉のまちづくり条例(以下「改正後の条例」という。)第24条の4の規定により追加した特定建築物を含み、改正後の条例第24条の5に規定する規模以上の用途の変更を行うものをいう。)が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。
  - (1) 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)
  - (2) 劇場、映画館又は演芸場
  - (3) 集会場又は公会堂
  - (4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - (5) ホテル又は旅館
- (6) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
  - (7) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - (8) 博物館、美術館又は図書館

# 別表第1(第2条関係)

別表第1(第2条関係)	
施設の用途	施設の規模
1 学校	全ての規模
2 病院又は診療所(以下「病院等」という。)	
3 次に掲げる集客、集会等を目的とする施設(以下「劇場等」という。) (1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2) 集会場又は公会堂	
4 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署(以下「官公署」という。)	
5 次に掲げる社会福祉施設(以下「老人ホーム等」という。) (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターそ の他これらに類するもの	
6 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(以下「運動施設」という。)	
7 博物館、美術館又は図書館(以下「博物館等」という。)	
8 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗(以下「銀行等」という。)	
9 自動車教習所	
10 次に掲げる公共の交通機関の施設(以下「公共の交通機関の施設」という。)	
(1) 鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の 用に供する施設(以下「鉄道駅等」という。)	
(2) 車両の停車場又は船舶若しくは飛行機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの(別表第4の3及び別表第4の4において、「停車場等」という。)	
11 公衆便所	
12 公共用歩廊	
13 地下街又は建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの(以下「地下街等」という。)	
14 展示場	床面積の合計 100 平方メートル
15 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(以下「物販店舗」という。)	以上の規模
16 ホテル等	
17 遊技場	
18 公衆浴場	
19 飲食店	
20 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗(以下「理髪店等」という。)	
21 クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗(以下「クリーニング取次店等」という。)	
22 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの(以下「学習塾等」という。)	
23 路外駐車場等	自動車の停留又は駐車の用に 供する部分の床面積の合計 500
	平方メートル以上の規模

# 別表第2(第4条関係)

	施設の用途	施設の規模
1	共同住宅	床面積の合計 2,000 平方メート ル以上又は戸数の合計 21 戸以 上の規模
2	寄宿舍	床面積の合計 2,000 平方メート ル以上又は室数の合計 51 室以 上の規模
3	事務所又は工場(以下「事務所等」という。)	床面積の合計3,000平方メート ル以上の規模

# 別表第2の2(第4条の2関係)

-	<b>ポェルンと(ガェボのと)</b>	
	施設の用途	施設の規模
1	展示場	床面積の合計100平方メートル
2	物販店舗	未満の規模
3	ホテル等	
4	遊技場	
5	公衆浴場	
6	飲食店	
7	理髪店等	
8	クリーニング取次店等	
9	学習塾等	

# 別表第3(第6条関係)

前役等3(第6宗国版) 第1 公益的施設(公共の交通機関の施設を除く。)及び共同住宅等の施設に関する整備基準				
整備箇所	整備基準			
	事項	適用規模		
1 等かにき(「等路う高がつ利る以高利」。)	(1) 次に掲げる場合には、その全でというでは、その全でというでは、その全でというでは、その全でというでは、その全でというでは、その全でというでは、その全でというでは、その全では、その全では、その全では、その全では、その全では、その全では、その全では、その全では、その会では、その会が、その音には、その会が、そののには、というでは、自動をは、は、一方ののには、というでは、自動をは、は、自動をは、は、自動をは、は、自動をは、は、自動をは、は、自動をは、は、自動をは、は、自動をは、は、自動をは、は、自動をは、は、自動をは、自動を	別表第1及び別表第2に掲げる規模(以下「基準規模」という。)		
	(2) 高齢者等利用経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	基準規模。ただし、1の階との間のの間ののの間ののの間ののの間ののの間ののの間ののの間ののの間ののの間		

		<u>1 福祉のまちづくり条例</u> ウ 路外駐車場等 基準 規模
2 出入口	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する(以下「視覚障害者等が利用する」という。)主たる外部出入口の前後(風除室内を含む。)には、視覚障害者に対し出入口の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。	基準規模
	(2) 高齢者等利用経路を構成する出入口(外部出入口に限る。)は、次に掲げるものとすること。 ア 幅は、80 センチメートル以上であること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の 車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造である こと。	(ア) アからウまでに掲げる事項にあっては、基準規模とする。 (イ) エに掲げる事項にあっては、床面積の合計1,000 平方メートル以上
	ウ 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずる ものであること。 エ 戸の前後に高低差を設けないものであること。	の規模とする。ただし、 公衆便所にあっては、床 面積の合計 50 平方メー トル以上の規模とする。
	(3) 高齢者等利用経路を構成する出入口(外部出入口を除く。)は、(2)のアから工までに掲げるものとすること。	次のにとア イ (((((((((((((((((((((((((((((((((((
3 のにも下等う のにも下等う では (	(1) 高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとすること。 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ 次に掲げる公益的施設等にあっては、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。(ア)病院等(1)老人ホーム等(主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。)ウ 視覚障害者等が利用する階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下同じ。)の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあっては、この限りでない。(ア)勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する廊下等の部分(1)高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が	基準規模

	12 分の 1 を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に 近接する廊下等の部分 (ウ) 主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける 廊下等の部分	
	(2) 高齢者等利用経路を構成する廊下等は、(1)のアからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとすること。ア 幅は、120 センチメートル以上であること。イ 50 メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けるものであること。ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差を設けないものであること。	床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、公衆便所にあっては、床面積の合計50平方メートル以上の規模とする。
	(3) 次に掲げる公益的施設等にあっては、高齢者等利用経路上に壁、固定式のついたて等により外部から見通すことができない授乳所を1以上設けること。ただし、授乳室を設ける場合は、この限りでない。ア病院等イ劇場等ウ運動施設工博物館等オ展示場カ物販店舗キホテル等ク飲食店	床面積の合計5,000平方メートル以上の規模
	(4) 固定式の記載用のカウンター又は公衆電話台を設ける場合には、それぞれそのうち1以上を高齢者等利用経路上に設け、かつ、次に掲げるものとすること。ア 高さは、70 センチメートルから80 センチメートルまでであること。イ 下部に高さ65 センチメートル以上であって、かつ、奥行き45 センチメートル以上の空間を設けるものであること。	基準規模
4 階段	高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものとすること。 (1)表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (2)踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (3)(2)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (4)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものであること。 (5)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造であること。 (6)蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。 (7)側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。 (8)主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 (9)視覚障害者等が利用する階段の段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部分イ当該踊場が、踏幅150センチメートル未満である場合の、段がある部分の下端に近接する踊場の部分	(ア) (1)、(2)及び(4)から (9)までに掲げる事項にあっては、基準規模とする。 (イ) (3)に掲げる事項にあっては、床面積の合計 2,000平方メートル以上の規模とする。
5 傾斜路	(1) 高齢者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとすること。 ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。	基準規模
	イ 勾配が 20 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメート ルを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高 さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準	

- として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。
- ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が 大きいことによりその存在を容易に識別できるもので あること。
- エ 勾配が 20 分の 1 を超え、かつ、側面が壁でない場合 には、側板又は 5 センチメートル以上の立ち上がりを設 けるものであること。
- オ 視覚障害者等が利用する傾斜路の傾斜がある部分の 上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に 対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を 敷設するものであること。ただし、次に掲げる踊場の部 分にあっては、この限りでない。
  - (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端 又は下端に近接する踊場の部分
  - (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分
  - (ウ) 主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける 傾斜路の踊場の部分
  - (I) 当該踊場が、踏幅 150 センチメートル未満である場合の、傾斜がある部分の下端に近接する踊場の部分
- (2) 高齢者等利用経路を構成する傾斜路は、(1)のアからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとすること。ア 幅は、階段に代わるものにあっては 120 センチメートル以上、階段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上であること。
  - イ 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないものであること。
  - ウ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、 高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメ ートル以上の踊場を設けるものであること。
- (ア) アに掲げる事項にあっては、床面積の合計2,000 平方メートル以上の規模とする。ただし、公衆便所にあっては、床面積の合計50 平方メートル以上の規模とする。(1) イ及びウに掲げる事
- (1) イ及ひワに掲ける事 項にあっては、基準規模 とする。

# 6 エレベ ーターそ の他の昇 降機

- (1) 高齢者等利用経路を構成するエレベーター((4)に掲げる昇降機を除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとすること。
  - ア かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)は、 高齢者等利用居室、車椅子使用者利用便房又は車椅子使 用者利用駐車施設のある階及び地上階に停止するもの であること。
  - イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル 以上であること。
  - ウ かごの幅は、140 センチメートル以上であって、奥行 きは 135 センチメートル以上であること。
  - エ かごは、車椅子の転回に支障がない構造であること。 オ かご内の左右両面の側板に、高さ 75 センチメートル から 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位 置に手すりを設けるものであること。
  - カーかご内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるもの であること。
  - キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位 置を表示する装置を設けるものであること。
  - ク かご内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。
  - ケ かご内に、点灯等により押したことが確認できる非常 ボタンを設けるものであること。
  - コ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉 鎖を自動的に制止することができる装置を設けるもの であること。
  - サ かご内及び乗降ロビーに、高さ 80 センチメートルから 110 センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けるものであること。
  - シ 乗降ロビーは、高低差がないものであって、その幅及 び奥行きは、150 センチメートル以上であること。
  - ス 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装 置を設けるものであること。
  - セ 視覚障害者等が利用するエレベーター及びその乗降 ロビーは、アからスまでに掲げるもののほか、次に掲げ

- 床面積の合計2,000平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあっては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。
- a 公衆便所 床面積の 合計 50 平方メートル
- b 路外駐車場等 基準 規模

	るものであること。ただし、主として自動車の駐車の用 に供する施設に設けられるエレベーター及びその乗降 ロビーは、この限りでない。	
	(ア) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降 路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を 設けるものであること。	
	(イ) かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置(車椅子使用者が使用しやすい位置とは別の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該別の位置に設ける制御装	
	置に限る。)は、点字、文字等の浮き彫り、音による 案内その他これらに類する方法により、視覚障害者が	
	容易に操作することができる構造であること。 (ウ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向 を音声により知らせる装置を設けるものであること。	
	(2) 共同住宅(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに 住戸を設けるものを除く。) にあっては、次に掲げるエレ ベーターを設けること。	
	ア 高齢者等利用経路と連結するものであること。 イ かごの幅は 100 センチメートル以上であって、奥行き は 110 センチメートル以上であること。 ウ (1)のア、イ及びオからスまでに掲げるものであるこ	
	と。	
	(3) かごの幅が 100 センチメートル以上であって、かつ、奥行きが 110 センチメートル以上の高齢者等が利用するエレベーターを設ける場合には、そのうち 1 以上を(1)のア、イ及びオからスまでに掲げるものとすること。ただし、(1)	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	又は(2)に掲げるエレベーターを設ける場合を除く。 (4) 高齢者等利用経路を構成する特殊な構造又は使用形態	基準規模 基準規模
	○ のエレベーターその他の昇降機(以下「特殊構造昇降機」 という。)は、次に掲げるものとすること。	坐十八次
	ア 平成 18 年国土交通省告示第 1492 号の第 1 に規定する 特殊構造昇降機であって、かつ、その構造は、同告示の 第 2 に規定するものであること。	
	イ 昇降路の出入口に接する部分に、水平面を設けるもの であること。	
7 便所	(1) 高齢者等が利用する便所は、次に掲げるものとすること。	基準規模
	ア 出入口のうち 1 以上( 男子用及び女子用の区別がある	
	ときは、それぞれ1以上。以下7において同じ。)は、   次に掲げるものとすること。ただし、共同住宅及び寄宿	
	舎を除く。   (ア) 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を   設けるものであること。	
	a 幅は、90 センチメートル以上であること。 b 勾配は、12 分の 1 を超えないものであること。	
	ただし、高さが 16 センチメートル以下のものにあ	
	っては8分の1を超えないものであること。 (イ) 2の(2)のアから工までに掲げるものであること。	
	イ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられた ものであること。	
	(2) 高齢者等が利用する便所のうち1以上は、次に掲げるものとすること。	
	ア 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、 共同住宅及び寄宿舎を除く。	
	(ア) 洗面器は、高さ 70 センチメートルから 80 センチメートルまでの位置に設けるものであること。	
	(1) 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。   (ウ) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作がで   きるものであること。	
	イ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、周囲に手 すりを設けた床置き式の小便器、壁掛け式の小便器(受	
	け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器を 1 以上設けるものであること。	
	(3) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、次に掲げる車	床面積の合計1,000平方メ
1	ı	I

椅子使用者利用便房を1以上設けること。

- 出入口の幅は、85 センチメートル以上であること。
- イ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が 容易に開閉して通過できる構造であること。
- ウ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであ ること。
- エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるも のであること。
- 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十 分な空間が確保されているものであること。
- 便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子使用者利 用便房である旨をJIS適合図を用いて表示する標識 を設けるものであること。
- キ 車椅子使用者利用便房を独立した便所として設ける 場合には、アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げ るものであること。
  - (ア) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタン を設けるものであること。
  - (イ) (2)のアに掲げる洗面所を設けるものであること。 ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、(2)の アの(イ)については、この限りでない。
- 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子 使用者利用便房を設けた便所である旨をJIS適合図 を用いて表示する標識を設けるものであること。
- (4) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、(3)のイから エまでに掲げる構造の腰掛式便房を1以上設けること。た だし、次に掲げる公益的施設等を除く。
  - 車椅子使用者利用便房を設ける公益的施設等(イ及び ウを除く。)
  - 共同住宅
  - 寄宿舎
- (5) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、次に掲げるオ ストメイトが円滑に利用することができる便房を1以上
  - ア オストメイトが円滑に利用することができる構造の 水洗器具を設けるものであること。
  - イ 次に掲げる公益的施設等にあっては、フラッシュバル ブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補 装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設 備を設けるものであること。
    - (ア) 病院等
    - (イ) 劇場等
    - (ウ) 官公署
    - (I) 博物館等
    - (オ) 展示場
    - (カ) 物販店舗
    - (‡) 飲食店
  - イに掲げる設備を設ける便房にあっては、便房の出入 口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用す ることができる便房である旨を表示し、当該便房を設け た便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設け た便所である旨を表示する標識を設けるものであるこ と。
- (6) 高齢者等が利用する便所のうち1以上に、乳幼児を座ら せることができる設備(以下「ベビーチェア」という。 を備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台を1以 上設け、ベビーチェアを設けた便房の出入口付近の見やす い位置に当該設備を設けた便房である旨を表示する標識 を設け、当該便所の出入口付近の見やすい位置に当該便房 及び当該台を備えた便所である旨を表示する標識を設け ること。ただし、次に掲げる公益的施設等を除く。
  - ァ 学校
  - 老人ホーム等
  - ゥ 自動車教習所
- エ 遊技場
- オ 理髪店等
- クリーニング取次店等 力

ートル以上の規模。ただ し、次に掲げる公益的施設 等にあっては、それぞれ次 に定める規模以上の規模 とする。

- a 公衆便所 基準規模
- 次に掲げる公益的施 b 設等 床面積の合計 2,000 平方メートル
- (a) 物販店舗
- (b) ホテル等
- (c) 遊技場
- (d) クリーニング取次店 等
- (e) 共同住宅
- (f) 寄宿舎

基準規模

- アに掲げる事項にあ っては、床面積の合計 2,000 平方メートル以上 の規模とし、公衆便所に あっては、床面積の合計 50 平方メートル以上の 規模とする。
- b イ及びウに掲げる事 項にあっては、床面積の 合計 10,000 平方メート ル以上の規模とする。

床面積の合計1,000平方メ ートル以上の規模。ただ し、次に掲げる公益的施設 等にあっては、それぞれ次 に定める規模以上の規模 とする。

- (ア) 公衆便所 基準規模 (イ) 次に掲げる公益的施 設等 床面積の合計 2,000 平方メートル
  - a 物販店舗
  - b ホテル等

i		1
	十二学習塾等	
	ク 路外駐車場等   ケ 共同住宅	
	プース同性化   コー寄宿舎	
	サー事務所等	
8 ホテル	(1) ホテル等にあっては、次に掲げる車椅子使用者利用客室	客室の総数 50 室以上の規
等の客室	を1以上設けること。	i
3.07	アの便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客	
	室が設けられている階に車椅子使用者利用便房が設け	
	られた不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上(男	
	子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。	
	イにおいて同じ。)設けられている場合は、この限りで	
	ない。   (ア) 出入口は、7の(1)のアの(ア)及び(イ)に掲げるもの	
	であること。	
	(イ) 7の(2)のアの(ア)及び(ウ)に掲げる洗面所を設ける	
	ものであること。	
	(ウ) 便房は、7の(3)のイからオまでに掲げるものであ	
	って、便房の出入口は2の(2)のア及び工に掲げるも	
	のであること。	
	(I) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられ   たものであること。	
	にものであること。   (オ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタン	
	を設けるものであること。	
	イ 浴室又はシャワー室(以下イにおいて「浴室等」とい	
	う。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客	
	室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の	
	者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が1以	
	│ 上設けられている場合は、この限りでない。 │ (ア) 出入口は、2の(2)のアからエまでに掲げるもので	
	(7) 田八日は、200(2)のアからエよくに掲げるものと あること。	
	(1) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう	
	十分な空間が確保されているものであること。	
	(ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられ	
	たものであること。	
	(I) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタン	
	│ を設けるものであること。 │ (オ)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されている	
	ものであること。	
	(カ) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40 センチメートルか	
	ら 45 センチメートルまでを標準とした出入りしやす	
	い高さであること。	
	(2) ホテル等にあっては、客の来訪及び非常時の情報を、点	
	灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を 1	
	以上設けること。	
9 敷地内	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものと	基準規模
の通路	すること。	
	ア 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。	
	てめること。   イ 段がある部分は、4の(2)及び(4)から(8)までに掲げ	
	るものであること。	
	ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	
	(ア) 5の(1)のウ及びエに掲げるものであること。	
	(イ) 勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、踊	
	場を含め、側面の高さ 75 センチメートルから 85 セン	
	チメートルまでを標準として握りやすい位置に手す   りを設けるものであること。	
	(2) 高齢者等利用経路を構成する敷地内の通路は、(1)のア   からウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとするこ	
	一と。	
	ア 3の(2)のアからウまでに掲げるものであること。	
	イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	
	(ア) 5の(2)のア及びイに掲げるものであること。	
	(イ) 高さが 75 センチメートルを超えるもの (勾配が 20	
	分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ 75	
	センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル 以上の発見を設けるものであること	
	以上の踊場を設けるものであること。	

排水溝を設ける場合には、次に掲げる溝ぶたを設ける ものであること (ア) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたも のであること。 (イ) 車椅子のキャスターが落ち込まないものであるこ (3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるも のとすること。 ア 道等から外部出入口までの経路のうち1以上は、視覚 障害者が安全かつ快適に利用できる経路(以下「視覚障 害者利用経路」という。)であること。ただし、視覚障 害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、 この限りでない。 (ア) 主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける ものである場合 (イ) 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物 の内部にある案内所から敷地の出入口を容易に視認 できる場合 (ウ) 敷地の出入口付近にモニター付きインターフォン 等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当 該設備までの経路がイ及びウに掲げるものである場 視覚障害者利用経路は、線状ブロック等(床面に敷設 されるブロックその他これに類するものであって、線状 の突起が設けられるものであり、かつ、周囲の床面との 色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に 識別できるものをいう。以下同じ。) 及び点状ブロック 等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法 により視覚障害者を誘導する設備を設けるものである ウ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し段差、傾斜及 び車路の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷 設するものであること。ただし、(ア)及び(イ)に掲げる部 分のうち、3の(1)のウの(ア)から(ウ)まで、4の(9)のア 及びイ並びに5の(1)のオの(ア)から(エ)までに掲げる部 分は、この限りでない。 (ア) 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分 (イ) 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する 踊場の部分 (ウ) 車路に近接する部分 (I) 車路を横断する部分 10 駐車場 (1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げ 床面積の合計2,000平方メ る車椅子使用者利用駐車施設を1以上設けること。 ートル以上の規模。ただ 幅は、350センチメートル以上であること。 し、次に掲げる公益的施設 イ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置 等にあっては、それぞれ次 に定める規模以上の規模 に設けるものであること。 とする。 ウ 区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用 駐車施設である旨をJIS適合図を用いて表示し、又は (ア) 公衆便所 床面積の 表示する標識を設けるものであること。 合計 50 平方メートル (イ) 路外駐車場等 基準 エ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子使用 規模 者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図を用いて表 示し、車椅子使用者利用駐車施設へ誘導する案内板を設 けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当 該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限り でない。 (2) 高齢者等が利用する駐車台数が30台以上の駐車場を設 基準規模 ける場合には、(1)に掲げる車椅子使用者利用駐車施設を 1以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。 (1) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用する浴室(寝 11 浴室等 床面積の合計1,000平方メ 室又は客室の内部に設けるものを除く。)を設ける場合に - トル以上の規模。ただ は、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるとき し、ホテル等にあっては、 は、それぞれ1以上。以下11において同じ。)を8の(1) 床面積の合計5,000平方メ のイの(ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げるものとすること。 - トル以上の規模とする。 ア 病院等 イ 老人ホーム等(主として高齢者又は障害者が利用する ものに限る。)

1		
	ウ ホテル等   エ 公衆浴場	
	(2) 次に掲げる公益的施設等に高齢者等が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上を高齢者等が円滑に利用できるものとすること。アー学校イーを人ホーム等(主として高齢者又は障害者が利用する	床面積の合計1,000平方メートル以上の規模。ただし、学校にあっては、基準規模とする。
	ものに限る。) ウ 運動施設	
	(3)(2)により設けるシャワー室は、次に掲げるものとすること。	
	ア 出入口の幅が 80 センチメートル以上のシャワー用の 区画を 1 以上設けるものであること。 イ 更衣用の区画を設ける場合には、そのうち 1 以上を出 入口の幅が、80 センチメートル以上とするものである	
	こと。   ウ <sub>.</sub> 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられた。	
	ものであること。 エ シャワー用の区画に手すりを設けるものであること。 オ シャワー用の区画に固定式の腰掛台を設ける場合に は、高さは、40 センチメートルから 45 センチメートル までであること。	
12 標識	高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の見やすい位置に、当該階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることをJIS適合図を用いて表示する標識を設けること。ただし、当該階段を容易に視認できる場合は、この限りでない。	床面積の合計1,000 平方メートル以上の規模。ただし、次に掲げる公益的施設等にあっては、それぞれ次に定める規模以上の規模とする。
13 案内設備	(1) 公益的施設等又はその敷地には、当該公益的施設等又は その敷地内の高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置 がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は 駐車施設の配置をJIS適合図を用いて表示する案内板 その他の設備を設けること。ただし、当該階段、エレベー ターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易 に視認できる場合又は案内所を設ける場合は、この限りで ない。	ア 官公署 基準規模 イ 公衆便所 床面積の 合計 50 平方メートル ウ 次に掲げる公益的施 設等 床面積の合計 2,000 平方メートル (ア) 学校 (イ) 物販店舗
	(2) 公益的施設等又はその敷地には、当該公益的施設等又はその敷地内の高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置がとられた階段、エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。	(ウ) ホテル等 (エ) 遊技場 (オ) クリーニング取次店 等 (カ) 共同住宅 (キ) 寄宿舎
14 案内設 備までの 経路	道等から 13 の(2)に掲げる設備又は案内所までの経路( 視覚障害者等が利用するものに限る。)は、そのうち 1 以上を、視覚障害者利用経路にすること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。	
	(1) 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合 (2) 建築物を管理する者等が常時勤務する当該建築物の内部にある案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が9の(3)のイ及びウに掲げるものである場合	
15 固定観 覧席	劇場等に固定式の観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとすること。 (1) 次に掲げる車椅子使用者が円滑に利用できる区画を1以上設けるものであること。ア室の出入口の付近に設けるものであること。イ室の出入口から当該区画までの通路の床面に高低差がある場合には、5の(1)のアから工まで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。ウ間口は90センチメートル以上であって、奥行きは	床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	140 センチメートル以上であること。	

(2) 集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備を 設けるものであること。

- 備考 事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公益的施設等に適用する。
  - 2 1の(1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により9の(2)によることが困難である場合における基準の適用については、1の(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該公益的施設等の車寄せ」とする。 3 適用規模の欄中「床面積の合計」とあるのは、路外駐車場等にあっては、「自動車の停留又
  - は駐車の用に供する部分の面積」とする。

第2 公共の	交通機関の施設に関する整備基準	
整備箇	整備基準	
所	事項	適用規模
1 等路 路	第1の1((1)のイ及び才を除く。)に掲げるものとするほか、高齢者等利用経路は、次に掲げるものとすること。 (1)次に掲げる経路にあっては、それぞれその1以上を、高齢者等利用経路にすること。 ア 地上の道等から一般の旅客が利用する改札口を経由し、各乗降場の車両等の乗降口までの経路イ乗車券等販売所、待合所又は案内所を設ける場合にあっては、アの経路(高齢者等利用経路としたものに限る。所又は案内所までの経路ウ車椅子使用者利用便房を設ける場合にあっては、アの経路なら当該車椅子使用者利用便房までの経路エ車椅子使用者利用駐車施設を設ける場合にあっては、アの経路から当該車椅子使用者利用駐車施設までの経路エ車椅子使用者利用駐車施設を設ける場合にあっては、アの経路から当該車椅子使用者利用駐車を設ける場合にあっては、アの経路において床面に高低差がある場合は、エレベーターを設けること。ただし、床面の高低差がかいては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができるものとする。イ(1)のイからエまでの経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	全ての規模。ただ第1の(2)に別では、1の(2)に掲げの1の(2)に掲げる。ただ第項では、1のでは、1の下の間の一ででは、1の下の間の一ででは、1の下のでは、平方とのは、平方とは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1ので
2 出入口	第1の2に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する出入 口の前後には、点状プロック等を敷設すること。	全ての規模
3 廊下等	第1の3((1)のイ及び(3)を除く。)に掲げるものとするほか、次に掲げる廊下等の部分は、視覚障害者利用経路とすること。 (1)外部出入口から乗降場までの経路のうち1以上の廊下等の部分 (2)(1)に掲げる廊下等からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの廊下等の部分	
4 階段	第1の4に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する階段は、次に掲げるものとすること。 (1) 手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を点字により表示するものであること。 (2) 回り階段としないこと。	
5 傾斜路	第1の5に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する傾斜路は、第1の5の(1)のイに掲げる手すりを両側に設けること。	
6 エレイモ の他機	第1の6((2)を除く。)に掲げるものとするほか、高齢者等利用経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとすること。 (1)鉄道駅等に出入口が複数あるエレベーター(開閉するかごの出入口を文字等及び音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)を設ける場合には、第1の6の(1)の工及び力を除き、また、第1の6の(1)のウにかかわらず、かごの床面積は1.83平方メートル以上であって、かつ、かごの幅は90センチメートル以上であること。 (2)かご及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設けられていることにより、からにいる者とかご内にいる者が互いに視認できる構造であること。 (3)かご及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。	全ての規模。ただし、(2) 及び(3)に掲げる事項に あっては、床面積の合計 2,000 平方メートル以 上又は1日当たりの平 均乗降客数3,000人以 上の規模とする。
7 便所	第1の7((4)並びに(5)のイ及びウを除く。)に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。	全ての規模。ただし、第 1の7の(5)のアに掲げる事項にあっては、床面 積の合計2,000平方メートル以上の規模とする。

		<b>価値のようフトリポ</b> 例
8 敷地内 の通路	第1の9に掲げるものとするほか、高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとすること。 (1) 段がある部分は、次に掲げるものであること。 ア 手すりの端部の付近に、段の通ずる場所を点字により表示するものであること。 イ 踊場を含め、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として、両側の握りやすい位置に手すりを設けるものであること。ウ 回り階段としないこと。 (2) 傾斜路には、踊場を含め、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として、両側の握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 (2) 仮斜路には、踊場を含め、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として、両側の握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ア 道等から外部出入口までの経路のうち1以上の敷地内の通路の部分イアに掲げる敷地内の通路からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの敷地内の通路の部分	全ての規模
9 駐車場	第 1 の 10 に掲げるものとすること。	(1) 第1の10の(1)に掲 げる事項にあっては、 床面積の合計 2,000 平方メートル以上の 規模 (2) 第1の10の(2)に掲 げる事項にあっては、 全ての規模
10 標識	第1の12に掲げるものとするほか、次に掲げるものとすること。 (1) 乗車券等販売所の付近の見やすい位置に、当該乗車券等販売所があることをJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。 (2) 標識に文字による表記を行う場合には、日本語に加えて英語その他の外国語による表記を行うものであること。	全ての規模
11 案内設 備	第1の13に掲げるものとするほか、次に掲げるものとすること。 (1) 第1の13の(1)及び(2)の案内板その他の設備は、乗車券等販売所の配置を表示するものであること。 (2) 第1の13の(1)の案内板その他の設備に文字による表記を行う場合には、日本語に加えて英語その他の外国語による表記を行うものであること。 (3) 車両等の運行に関する情報を文字等及び音声により提供するための設備を設けるものであること。	
12 案内設 備までの 経路	第 1 の 14 に掲げるものとすること。	
13 乗車券 等販売 所、待合 所及び案 内所	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号。第2において「省令」という。)第16条(第1項第1号を除く。)及び第17条の基準に同じ。	
14 休憩設 備	省令第 18 条の基準に同じ。	
15 改札口	(1) 鉄道駅等にあっては、省令第 19 条(省令第 22 条において 準用する場合を含む。)の基準に同じ。この場合において、 省令第 19 条第 1 項中「移動等円滑化された経路」とあるのは、 「高齢者等利用経路」とする。 (2) 航空旅客ターミナル施設にあっては、省令第 29 条の基準に 同じ。	
16 乗降場 等	<ul> <li>(1) 鉄道駅等のプラットホームにあっては、省令第20条及び第21条(省令第22条において準用する場合を含む。)の基準に同じ。</li> <li>(2) バスターミナルの乗降場にあっては、省令第23条の基準に同じ。</li> <li>(3) 旅客船ターミナルの乗降用設備等にあっては、省令第24</li> </ul>	

	条及び第 26 条の基準に同じ。 (4) 航空旅客ターミナル施設の保安検査場の通路等にあって は、省令第 27 条(第 3 項を除く。)及び第 28 条第 1 項の基 準に同じ。	
17 一時使 用目的の施 設	災害等のため一時使用する施設については、1 から 16 までの 基準によらないことができるものであること。	1 から 16 までに掲げる それぞれの規模

- 1 事項の欄に掲げる基準は、適用規模の欄に定める規模の公共の交通機関の施設に適用する。 2 整備基準を第1の基準に掲げるものとする場合においては、第1の事項の欄中「公益的施設等」 とある
  - のは、「公共の交通機関の施設」とする。
  - 3 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とある
    - 「高齢者等」とする。

#### ハ廿体型(道改)に関する敕借其準 **笠っ**

第 3 公共 ]	施設(道路)に関する整備基準
整備箇所	整 備 基 準
歩道	(1) 幅は、200 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況、市街化の状況その 他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) 舗装は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成 18)
	年国土交通省令第 116 号。第 3 において「省令」という。 ) 第 5 条第 2 項の基準に同じ。 (3) 省令第 7 条第 1 項の基準に適合する縁石線を設けること。ただし、地形の状況その他
	の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)に対 する縁石の高さは、省令第7条第2項の基準に同じ。ただし、歩行者の安全な通行が確
	保されている場合であって、雨水等の適切な排水が確保できるときには、必要に応じ5センチメートルまで低くすることができるものとする。 (5) 車道等に対する高さは、省令第8条(第1項ただし書を除く。)の基準に同じ。ただ
	(5) 単垣寺に対する同さは、首マ第6宗(第「頃だだし音を除く。)の基準に同じ。だだ    し、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、次に掲げる部分の   車道等に対する高さは2センチメートルを標準とし、そのすりつけ勾配は8パーセント
	以下とすること。 ア 歩道の巻込み部分 イ 歩道が横断歩道と接する部分
	(6) 次に掲げる部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は 2 センチメートルを標準とするほか、縁石に勾配が 12.5 パーセント以上の傾斜又は溝を設けること等視覚障害者が車道等との境界を識別するための措置を講ずること。
	ア 歩道の巻込み部分 イ 歩道が横断歩道と接する部分 (7)横断歩道が中央分離帯を横断する部分は、車道等と同じ高さとすること。ただし、横
	断する者の安全を確保するために当該中央分離帯にその者を滞留させる必要がある場合は、車道等に対する高さは 2 センチメートルを標準とするほか、縁石に勾配が 12.5
	│ パーセント以上の傾斜又は溝を設けること等視覚障害者が車道等との境界を識別する │ │ ための措置を講ずること。 │(8) 乗合自動車停留所を設ける歩道の部分の車道等に対する高さは、省令第 17 条の基準 │
	`に同じ。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
	(9) 視覚障害者が安全かつ快適に利用するために必要であると認められる箇所に、線状ブ   ロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。

整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「歩道等」とあるのは、「歩道」 とする。

第4 公共施設(公園等)に関する整備基準	基準
----------------------	----

整備箇	地設(公園寺)に関する整備基準 整備基準
1 園路及び広場	(1) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成 18年国土交通省令第 115号。第 4 において「省令」という。)第 3 条の基準に同じ。この場合において、同条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18年政令第 379号。以下「令」という。)第 3 条第 1号に規定する園路及び」とあるのは、「公園等の出入口と 2 から 8 までの施設その他主要な施設との間の経路及び駐車場と当該施設(当該駐車場を除く。)との間の経路を構成する園路並びに」とする。(2)省令第 3 条第 2号の通路にあっては、次に掲げるものとすること。ア縦断勾配が 5 パーセントを超える箇所にあっては、次に掲げるものであること。(ア)高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75 センチメートルから85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。(イ)高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、高さ75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けるものであること。イ通路を横断する排水溝に車椅子のキャスターが落ち込まないよう措置するものであること。(3)省令第 3 条第 3 号の階段及び同条第 5 号の傾斜路に設ける手すりにあっては、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に設けるものとすること。
2 屋根付 広場	省令第4条の基準に同じ。
3 休憩所 及び管理事 務所	省令第5条の基準に同じ。
4 野外劇 場及び野外 音楽堂	省令第6条の基準に同じ。
5 駐車場	(1) 省令第7条(第2項第2号を除く。)の基準に同じ。この場合において、同条中「車いす使用者用駐車施設」とあるのは、「車椅子使用者利用駐車施設」とする。 (2) 車椅子使用者利用駐車施設を次に掲げるものとすること。 ア 出入口又はエレベーターまでの通路は、次に掲げるものであること。 (ア) 路面に高低差のある場合には、第1の5の(1)のイからエまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。 (イ) 第1の9の(1)のア及び(2)のウに掲げるものであること。 イ 屋外のものにあってはその出入口、屋内のものにあっては出入口又はエレベーターにそれぞれ近い位置に設けるものであること。 ウ 第1の10の(1)のウ及びエに掲げるものであること。
6 便所	(1) 省令第8条から第10条まで(省令第9条第3項において準用する同条第1項第1号イを除く。)の基準に同じ。 (2) 省令第8条第1項の便所の1以上に、第1の7の(2)のアの(ア)から(り)までに掲げる洗面所を設けるものとすること。 (3) 省令第8条第1項の便所の1以上に、ベビーチェアを備えた便房及び乳幼児のおむつを交換できる台を1以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置にベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置にベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見やすい位置に対しまである旨を表示する標識を設けるものとすること。 (4) 省令第9条第1項の便所にあっては、次に掲げるものとすること。 ア 省令第9条第1項第1号ハの傾斜路にあっては、幅は90センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないものであること。方で記は12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないものであること。「ク) 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 (1) 戸の前後に高低差を設けないものであること。 (1) 戸の前後に高低差を設けないものであること。 (1) 戸の前後に高低差を設けないものであること。 (1) 資等9条第2項の便房にあっては、次に掲げるものであること。 (2) 省令第9条第2項節と号の標識にあっては、JIS適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口付近の見やすい位置に設けるものであること。 (5) 省令第8条第2項第2号の標識にあっては、次に掲げるものであること。 ア 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。

	イ 第1の7の(2)のアの(ア)から(ウ)までに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、第1の7の(2)のアの(イ)については、この限りでない。
ウ 省令第10条の規定により読み替えて適用する省令第9条第2項第2号のっては、JIS適合図を用いて表示し、同号の規定にかかわらず、出入口近の見やすい位置に設けるものであること。 エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。	
7 水飲場 及び手洗場	省令第 11 条の基準に同じ。
8 掲示板 及び標識	(1) 省令第 12 条及び第 13 条の基準に同じ。 (2) 園路の要所及び主要な出入口の付近に設けるものとすること。
9 一時使 用目的の施 設	災害等のため一時使用する施設については、1から8までの基準によらないことができるものであること。

備考 整備基準を省令の基準に同じとする場合においては、省令の規定中「高齢者、障害者等」とあるの は、「高齢者等」とする。

### 別表第4(第11条関係)

- 1 独立行政法人水資源機構
- 2 独立行政法人鉄道建設
  - · 運輸施設整備支援機構
- 3 地方住宅供給公社
- 4 地方道路公社 5 日本下水道事業団
- 6 独立行政法人都市再生機構
- 7 独立行政法人国立病院機構
- 8 国立大学法人
- 9 大学共同利用機関法人
- 10 独立行政法人国立高等専門学校機構

# 別表第4の2(第12条の2関係)

区分	施設の用途	施設の規模
1	<ul> <li>(1) 展示場</li> <li>(2) 物販店舗</li> <li>(3) 遊技場</li> <li>(4) 公衆浴場</li> <li>(5) 飲食店</li> <li>(6) 理髪店等</li> <li>(7) クリーニング取次店等</li> </ul>	床面積の合計 10,000 平方メートル以上の規模 2以上の用途が存する建築物を含む。)
2	<ul><li>(1) 病院等</li><li>(2) 劇場等</li><li>(3) 運動施設(一般公共の用に供されるものに限る。)</li><li>(4) 博物館等</li><li>(5) 銀行等</li><li>(6) 地下街等</li></ul>	床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模 2以上の用途が存する建築物を含む。以下この表の備考において同じ。)
3	ホテル等	客室の合計 50 室以上の規模
4	(1) 官公署 (2) 公共の交通機関の施設	全ての規模

備考 1 の項に掲げる施設又は2の項に掲げる施設(2の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計 2,000平方メートル以上の規模の施設を除く。)のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあっては、床面積の合計10,000平方メートル以上の規模とする。

別表第4の3	3 (第12条の3関係)	
建築物	基準規定	規模
1 条例別 表第1の	政令第14条第1項第1号	停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の 合計 1,000 平方メートル以上の規模
1 の項か ら14の項 までに掲 げる建築 物	政令第 14 条第 1 項第 2 号、第 17 条、第 18 条第 2 項第 1 号 (1 の階と他の階との間の上 下の移動に係る部分への適用 に限る。以下この表において 同じ。)及び第 5 号	(1) 公衆便所にあっては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模 (2) 公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計2,000 平方メートル以上の規模
	政令第 18 条第 2 項第 2 号(外部出入口を除く出入口への適用に限る。)	銀行等にあっては、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	政令第 18 条第2項第2号口 (外部出入口の戸の前後の高 低差に係る部分への適用に限 る。)	(1) 公衆便所にあっては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模 (2) 停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	政令第 18 条第2項第3号及び第4号イ	(1) 公衆便所にあっては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模 (2) 公衆便所及び停車場等を除く建築物にあっては、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模
	政令第 19 条から第 21 条まで	(1) 公衆便所にあっては、床面積の合計 50 平方メートル以上の規模 (2) 学校にあっては、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模 (3) 学校、官公署、停車場等及び公衆便所を除く建築物にあっては、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
2 条例別 表第1の 15の項の ら22の まで まで する 物	政令第 14 条第 1 項第 1 号及 び第 19 条から第 21 条まで	(1) 次に掲げる建築物にあっては、条例別表第 1 の 15 の項から 22 の項までの規模の欄に掲げる規模(同欄本文の規模をいう。以下同じ。)であって、かつ、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の規模 ア 物販店舗イホテル等ウ 遊技場 エ クリーニング取次店等 (2) (1)のアからエまでを除く建築物にあっては、条例別表第 1 の 15 の項から 22 の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計 1,000 平方メートル以上の規模
	政令第 14 条第 1 項第 2 号、第 17 条並びに第 18 条第 2 項第 1 号、第 3 号、第 4 号イ及び 第 5 号	条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第 18 条第 2 項第 2 号(外部出入口を除く出入口への適用に限る。)	(1) ホテル等にあっては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模(2)展示場及びホテル等を除く建築物にあっては、条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第 18 条第2項第2号ロ (外部出入口の戸の前後の高 低差に係る部分への適用に限 る。)	条例別表第1の15の項から22の項までの規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
3 条例別 表第1の 23の項に 掲げる建 築物	入口に係る部分への適用を除	条例別表第1の23の項の規模の欄に掲げる規模(同欄本文の規模をいう。以下同じ。)であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
	政令第 14 条第1項第2号並びに第 18 条第2項第3号及び第4号イ	条例別表第1の23の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、建築物の床面積の合計2,000平方メートル以上の規模

		関連資料 田田のようノマが形
4 条例別 表第1の 24の項に 掲げる建 築物		条例別表第1の24の項の規模の欄に掲げる規模(同欄本文の規模をいう。以下同じ。)であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
	政令第 18 条第2項第2号ロ (外部出入口の戸の前後の高 低差に係る部分への適用に限 る。)	条例別表第1の24の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模
5 条例別 表第1の 25の項に 掲げる建 築物		条例別表第1の25の項の規模の欄に掲げる規模(同欄本文の規模をいう。以下同じ。)であって、かつ、床面積の合計2,000平方メートル以上の規模
供名 其淮‡	政令第 18 条第2項第2号口 (外部出入口の戸の前後の高 低差に係る部分への適用に限 る。)	条例別表第1の25の項の規模の欄に掲げる規模であって、かつ、床面積の合計1,000平方メートル以上の規模

備考 基準規定の欄に掲げる規定については、当該規定に係る条例第24条の6第1項に規定する建築物 移動等円滑化基準に付加する事項を含む。

# 別表第4の4(第12条の4関係)

別表第4004(	第12条の4 関係)
建築物 特定施設	事項
1 出入口	(1) 視覚障害者等が利用する主たる外部出入口の前後(風除室内を含む。)には、視覚障害者に対し出入口の存在の警告を行うために、点状プロック等を敷設すること。(2) 停車場等にあっては、高齢者、障害者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)が利用する出入口の前後には、点状プロック等を敷設すること。 (3) 政令第18条第2項第2号の規定によるものとする出入口は、戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずること。
2 廊下等	政令第 11 条の規定によるものとする廊下等は、次に掲げるものとすること。 (1) 次に掲げる特別特定建築物にあっては、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 ア 病院等 イ 老人ホーム等(主として高齢者又は障害者が利用するものに限る。) (2) 階段又は傾斜路の下端に近接する廊下等の部分(視覚障害者等が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次に掲げる部分にあっては、この限
	りでない。 ア 勾配が 20 分の 1 を超えない傾斜がある部分の下端に近接する部分 イ 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜 がある部分の下端に近接する部分 ウ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける部分 (3) 次に掲げる特別特定建築物(床面積の合計 5,000 平方メートル以上のものに限 る。)にあっては、移動等円滑化経路(政令第 18 条に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。)上に壁、固定式のついたて等により外部から見通すことができない授乳所を 1 以上設けるものであること。ただし、授乳室を設ける場合は、この限りでない。 ア 病院等 イ 劇場等 ウ 運動施設 エ 博物館等 オ 展示場 カ 物販店舗 キ ホテル等 ク 飲食店 (4) 固定式の記載用のカウンター又は公衆電話台を設ける場合には、それぞれそのうち 1 以上を移動等円滑化経路上に設け、かつ、次に掲げるものとすること。

高さは、70 センチメートルから80 センチメートルまでであること。 下部に高さ 65 センチメートル以上であって、かつ、奥行き 45 センチメート ル以上の空間を設けるものであること。 (5) 停車場等にあっては、次に掲げる廊下等の部分は、政令第21条に規定する視覚 障害者移動等円滑化経路であること。 ア 外部出入口から乗降場までの経路のうち1以上の廊下等の部分 アに掲げる廊下等からエレベーター、便所及び乗車券等販売所までの廊下等 の部分 3 階段 政令第12条の規定によるものとする階段は、次に掲げるものとすること。 (1) 手すりは、踊場を含め、側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルま . でを標準として握りやすい位置に設けるものであること。 (2) 停車場等及び床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の特別特定建築物(停車場 等、共同住宅及び寄宿舎を除く。)にあっては、(1)に掲げる手すりを両側に設け るものであること。 (3) 蹴込板及び滑り止めを設けるものであること。 (4) 側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設ける ものであること。 (5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(視覚障害者等が利用するものであっ て、段がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。) 及び下端に近接する踊 場の部分(視覚障害者等が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差の 存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、次 に掲げる部分にあっては、この限りでない。 主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける部分 当該踊場が、 踏幅 150 センチメートル未満である場合の、 段がある部分の下端 に近接する部分 (6) 停車場等にあっては、手すりの端部の付近に、階段の通ずる場所を点字により表 示するものであること。 (7) 停車場等にあっては、回り階段としないこと。 傾斜路 政令第13条の規定によるものとする傾斜路は、次に掲げるものとすること。 (1) 勾配が20分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分 に設ける手すりは、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメー トルまでを標準として握りやすい位置に設けるものであること。 (2) 停車場等にあっては、(1)に掲げる手すりを両側に設けるものであること。 (3) 勾配が 20 分の 1 を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は 5 センチメ - トル以上の立ち上がりを設けるものであること。 (4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(視覚障害者等が利用するものであ って、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに限る。) 及び下端に近接す る踊場の部分(視覚障害者等が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し傾 斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するものであること。ただし、 次に掲げる部分にあっては、この限りでない。 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害 者等が利用するものであって、傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものに 限る。) 又は下端に近接する部分 高さが 16 センチメートルを超えず、かつ、勾配が 12 分の 1 を超えない傾斜が ある部分の上端に近接する部分(視覚障害者等が利用するものであって、傾斜が ある部分と連続して手すりを設けるものに限る。) 又は下端に近接する部分 ウ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設ける傾斜路の部分 当該踊場が、踏幅 150 センチメートル未満である場合の、傾斜がある部分の下 端に近接する部分 (1) 政令第 18 条第 2 項第 5 号の規定によるものとするエレベーター ((4)に掲げる昇 エレベー 降機を除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとすること. ターその他の かご内の左右両面の側板に、高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまで 昇降機 を標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。 かご内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。 ウ かご内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものである エ かご内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものである こと。 オ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止すること ができる装置を設けるものであること。 カ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、高さ80センチメートルから110セ ンチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に設けるもので あること。 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(床面 積の合計が 2,000 平方メートル以上のものに限る。 ) の移動等円滑化経路を構

- 成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
  - (ア) かごの幅は140センチメートル以上であること。
  - (イ) かごは、車椅子の転回に支障がない構造であること。
- 停車場等の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるも のであること。
  - (ア) かご及び乗降ロビーの出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込 まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設けられている ことにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視認できる構造であるこ
- (イ) かご及び乗降ロビーの出入口の戸は、開閉時間を延長できるものであること。 (2) 床面積の合計 2,000 平方メートル以上の共同住宅(地上階又はその直上階若しく は直下階のみに住戸を設けるものを除く。) にあっては、次に掲げるエレベーターを 設けること。
  - ア 移動等円滑化経路と連結するものであること。
  - かごの幅は 100 センチメートル以上であって、 奥行きは 110 センチメートル以上 であること。
  - ウ 政令第 18 条第 2 項第 5 号 ( ハ、チ及びリを除く。 ) 及び(1)のアからカまでに掲 げるものであること。
- (3) 床面積の合計が1,000平方メートル以上の特別特定建築物にあっては、かごの幅 が 100 センチメートル以上であって、かつ、奥行きが 110 センチメートル以上の不 特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するエレベータ - を設ける場合には、そのうち 1 以上を政令第 18 条第 2 項第 5 号 ( 八、チ及びリを 除く。) 及び(1)のアから力までに掲げるものとすること。ただし、(1)又は(2)に掲 げるエレベーターを設ける場合を除く。
- (4) 政令第18条第2項第6号の規定によるものとする昇降機を設ける場合には、昇降 路の出入口に接する部分に、水平面を設けること。

#### 便所

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を 設ける場合には、次に掲げるものとすること。
  - 出入口のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。 以下6において同じ。)は、次に掲げるものであること。ただし、共同住宅及び寄 宿舎を除く。
    - (ア) 幅は、80 センチメートル以上であること。
    - (イ) 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。

      - a 幅は、90 センチメートル以上であること。 b 勾配は、12 分の 1 を超えないものであること。ただし、高さが 16 センチメ - トル以下のものにあっては、8分の1を超えないものであること。
    - (ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開 閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差がないものであるこ
  - (I) 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。
- (2) 政令第14条第1項の規定によるものとする便所は、次に掲げるものとすること。 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。
  - (ア) 洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設け るものであること。
  - (イ) 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。
  - (ウ) 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。
  - 次に掲げる構造の腰掛式便房を1以上設けるものであること。ただし、共同住宅、 寄宿舎及び政令第14条第1項第1号の規定により設けるものとする車いす使用者 用便房を設ける特別特定建築物(共同住宅及び寄宿舎を除く。)を除く。
    - (ア) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過で きる構造であること。
    - (イ) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。
    - (ウ) 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。
  - 次に掲げる特別特定建築物にあっては、ベビーチェアを備えた便房及び乳幼児の おむつを交換できる台を1以上設け、ベビーチェアを備えた便房の出入口付近の見 やすい位置に当該設備を備えた便房である旨を表示する標識を設け、当該便所の出 入口付近の見やすい位置に当該便房及び当該台を備えた便所である旨を表示する 標識を設けるものであること。
    - (ア) 特別特定建築物(次に掲げる特別特定建築物並びに(イ)及び(ウ)に掲げる特別 特定建築物を除く。)であって、床面積の合計 1,000 平方メートル以上のもの
      - 学校
      - 老人ホーム等 b
      - 自動車教習所 C
      - 遊技場 d
      - 理髪店等 е
      - クリーニング取次店等

- g 学習塾等
- h 路外駐車場等
- i 共同住宅
- i 寄宿舎
- k 事務所等
- (1) 公衆便所
- (ウ) 次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計 2,000 平方メートル以上 のもの
  - a 物販店舗
  - b ホテル等
- (3) 政令第14条第1項第1号の規定により設けるものとする車いす使用者用便房は、次に掲げるものとすること。ただし、ホテル等の客室に設けるものは、この限りでない。
  - ア 出入口の幅は、85 センチメートル以上であること。
  - イ 戸は、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構 造であること。
  - ウ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。
  - エ 便房の出入口付近の見やすい位置に、車いす使用者用便房である旨を J I S 適合 図を用いて表示する標識を設けるものであること。
  - オ 車いす使用者用便房を独立した便所として設ける場合には、アからウまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
    - (ア) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。
    - (1) (2)のアに掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支 障となる場合には、(2)のアの(1)については、この限りでない。
  - カ 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車いす使用者用便房を設けた便所 である旨をJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。
- (4) 政令第14条第1項第2号の規定により設けるものとする便房は、次に掲げるものとすること。
  - ア 次に掲げる特別特定建築物(床面積の合計が 10,000 平方メートル以上のものに 限る。)にあっては、フラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すた めの鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設けるもので あること。
    - (ア) 病院等
    - (イ) 劇場等
  - (ウ) 官公署
  - (I) 博物館等
  - (オ) 展示場
  - (カ) 物販店舗
  - (‡) 飲食店
  - イ アに掲げる設備を設ける便房にあっては、便房の出入口付近の見やすい位置にオストメイトが円滑に利用することができる便房である旨を表示し、当該便房を設ける便所の出入口付近の見やすい位置に、当該便房を設けている便所である旨を表示する標識を設けるものであること。
- (5) 政令第 14 条第 2 項の規定により設けるものとする小便器は、その周囲に手すりを 設けること。
- (6) 停車場等にあっては、高齢者、障害者等が利用する便所の出入口付近の見やすい位置に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに腰掛便座及び洗面所その他の設備の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための案内板を設けること。

#### 7 ホテル等の 客室

- (1) 政令第15条第2項の規定によるものとする車いす使用者用客室は、次に掲げるものとすること。
  - ア 政令第 15 条第 2 項第 1 号の規定によるものとする便所は、次に掲げるものであること。
    - (ア) 政令第15条第2項第1号イの規定により設けるものとする車いす使用者用便房は、便器の洗浄装置を光感知式等容易に操作ができるものであること。
    - (イ) 出入口の床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。
      - a 幅は、90 センチメートル以上であること。
      - b 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないものであること。
    - (ウ) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。
    - (I) 便所内に、6の(2)のアの( $\mathbb{P}$ )及び( $\mathfrak{p}$ )に掲げる洗面所を設けるものであること。
    - (オ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。
    - (カ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。

政令第15条第2項第2号の規定によるものとする浴室又はシャワー室は、次に 掲げるものであること。 (ア) 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであるこ (イ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 (ウ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。 (I) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40 センチメートルから 45 センチメートルまで を標準とした出入りしやすい高さであること。 (2) 客室の総数が50室以上のホテル等にあっては、客の来訪又は非常時の情報を、点 灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。 (1) 政令第16条の規定によるものとする敷地内の通路は、次に掲げるものとすること。 8 敷地内の通 段がある部分は、3の(1)から(6)までに掲げるものであること。 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 4の(2)及び(3)に掲げるものであること (イ) 勾配が、20分の、1を超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75 センチメートルから 85 センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手す りを設けるものであること (2) 政令第18条第2項第7号の規定によるものとする敷地内の通路に排水溝を設ける 場合には、次に掲げる溝ぶたを設けること。 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 イ 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。 (3) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、道等から外部出入口までの経路のうち 1以上を、政令第 21 条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とすること。 ただし、 停車場等を除く特別特定建築物であって、敷地の出入口付近にモニター付きインタ -フォン等音声による誘導案内設備を設け、かつ、道等から当該設備までの経路が 政令第21条第2項及び(5)に規定するものである場合は、この限りでない。 (4) 停車場等にあっては、(3)に掲げる敷地内の通路からエレベーター、便所及び乗車 券等販売所までの経路は、政令第 21 条に規定する視覚障害者移動等円滑化経路とす ること。 (5) 敷地内の通路の次に掲げる部分(視覚障害者等が利用するものに限る。)には、 視覚障害者に対し段差等の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設するこ と。ただし、ア及びイに掲げる部分のうち2の(2)のアからウまで、3の(5)のア及 びイ並びに4の(4)のアから工までに掲げる部分は、この限りでない。 段又は傾斜路の上端又は下端に近接する部分 ァ 段又は傾斜がある部分の上端又は下端に近接する踊場の部分 イ 車路に近接する部分 車路を横断する部分 (1) 政令第17条第2項の規定によるものとする車いす使用者用駐車施設は、次に掲げ 9 駐車場 るものとすること。 区画面及び付近の見やすい位置に、車いす使用者用駐車施設である旨をJIS適 合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車いす使用者用駐車施設を設けている 旨をJIS適合図を用いて表示し、車いす使用者用駐車施設へ誘導する案内板を設 けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に 視認できる場合は、この限りでない。 (2) 駐車台数が30台以上の駐車場(共同住宅及び寄宿舎に設けるものを除く。 って、かつ、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用 する駐車場を設ける場合には、政令第17条第1項及び(1)に規定する車いす使用者 用駐車施設を1以上設けること。 (1) 次に掲げる特別特定建築物に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、 10 浴室等 障害者等が利用する浴室(寝室又は客室の内部に設けるものを除く。)を設ける場 合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。 以下 10 において同じ。)を車椅子使用者が円滑に利用できるものとすること。 次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計 1,000 平方メートル以上のも ഗ (イ) 老人ホーム等 (主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。) (ウ) 公衆浴場 床面積の合計 5,000 平方メートル以上のホテル等 (2) (1)により設ける浴室は、次に掲げるものとすること。 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容 易に開閉して通過できる構造であって、かつ、その前後に高低差がないものである こと。 出入口の戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。

_			
			カ 洗い場の床面から浴槽の縁は、40 センチメートルから 45 センチメートルまでを 標準とした、出入りしやすい高さであること。
			(3) 次に掲げる特別特定建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上を高齢者、
			障害者等が円滑に利用できるものとすること。 ア 学校
			イ 老人ホーム等 (主として高齢者、障害者等が利用するものであって、床面積の合計 1,000 平方メートル以上のものに限る。)
			ウ 運動施設 ( 床面積の合計 1,000 平方メートル以上のものに限る。 )
			(4) (3)により設けるシャワー室は、次に掲げるものとすること。 ア 出入口の幅が 80 センチメートル以上であるシャワー用の区画を 1 以上設けるも
			のであること。 イ 更衣用の区画を設ける場合には、そのうち1以上を出入口の幅が 80 センチメー
			トル以上とするものであること。 ウ 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。
			エ シャワー用の区画に手すりを設けるものであること。 オ シャワー室に固定式の腰掛台を設ける場合には、高さは、40 センチメートルか
	1		ら 45 センチメートルまでであること。
	11	(1) 移動等 円滑化経	│ 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路 │ │にすること。
	1 か	路	ア 建築物(学校及び共同住宅等の施設を除く。)の地上階又はその直上階若しく は直下階のみに利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路(当該
	ら 10		地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。)
	までに共通する事項		イ 建築物が共同住宅又は寄宿舎である場合 道等から当該共同住宅の住戸又は当 該寄宿舎の寝室までの経路(当該住戸及び寝室の出入口並びに1の階と他の階と の間の上下の移動に係る部分を除く。)
	共通	(2) 標識	次に掲げる特別特定建築物にあっては、移動等円滑化の措置がとられた階段の付近
	する	( )	の見やすい位置に、当該階段があることをJIS適合図を用いて表示する標識を設けること。ただし、当該階段を容易に視認できる場合は、この限りでない。
	事項		ア イから工までに掲げる建築物を除く特別特定建築物であって、床面積の合計 1,000 平方メートル以上のもの
			イー官公署
			ウ 公衆便所 床面積の合計 50 平方メートル以上のもの エ 次に掲げる特別特定建築物であって、床面積の合計 2,000 平方メートル以上の
			もの (ア) 学校
			(イ) 物販店舗 (ゥ) ホテル等
			(I) 遊技場 (オ) クリーニング取次店等
			(力) 共同住宅
		(3)案内設備	(†) 寄宿舎 ア 政令第 20 条第 1 項の規定により設けるものとする案内板は、JIS適合図を用い
			│ て表示すること。 │イ 政令第 20 条第 1 項の規定により設けるものとする案内板その他の設備は、移動等│
			円滑化の措置がとられた階段の配置を表示するものとすること。ただし、当該階段 の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
			ウ 政令第 20 条第 2 項の規定により設けるものとする設備は、移動等円滑化の措置が とられた階段の配置を表示するものとすること。
1			C J1 V/CPH+XV/HU且でなかする UV/CするCC。

別表第4の5	小規模購買施設等整備基準 (第12条の6関係)
整備箇所	整備基準
1 出入口	高齢者等が利用する主たる外部出入口は、別表第3の第1の2の(1)及び(2)のアからウまでに掲げるものとすること。
2 廊下等	高齢者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとすること。 (1) 別表第3の第1の3の(1)のア及びウに掲げるものとすること。 (2) 床面に高低差がある場合には、別表第3の第1の5の(1)のアからオまで及び(2)のアからウまでに掲げる傾斜路又は同表の第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けること。
3 階段	高齢者等が利用する階段は、別表第3の第1の4の(1)、(2)及び(4)から(9)までに掲げるものとすること。
4 便所	ホテル等にあっては、高齢者等が利用する便所(客室の内部に設けるものを除く。)のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、別表第3の第1の7の(1)のアの(ア)及び(イ)、(2)並びに(3)のイからエまでに掲げるものとすること。
5 敷地内の通路	(1) 高齢者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとすること。 ア 別表第3の第1の9の(1)のア及びイに掲げるものとすること。 イ 道等から外部出入口までの敷地内の通路のうち1以上は、次に掲げるものとすること。 (ア) 幅は、120 センチメートル以上とすること。 (イ) 別表第3の第1の9の(2)のウに掲げるものとすること。 (ウ) 路面に高低差がある場合には、別表第3の第1の5の(1) のアからオまで及び(2) のアからウまでに掲げる傾斜路又は別表第3の第1の6の(4)のア及びイに掲げる特殊構造昇降機を設けること。 (2) 視覚障害者等が利用する敷地内の通路は、別表第3の第1の9の(3)のアからウまでに掲げるものとすること。

別表第5(第13条関係) 第1 住宅の専用部分に関する整備基準

第1 住宅の専門	<b>用部分に関する整備基準</b>
整備箇所	整備基準
1 敷地内の 通路	<ul><li>(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。</li><li>(2) 階段を設置する場合にあっては、次のいずれにも該当するものとすること。</li><li>ア 踏面の寸法は、24 センチメートル以上であること。</li></ul>
	イ 蹴上げの寸法に2を乗じて得たものと踏面の寸法の合計が、55 センチメートル以上65 センチメートル以下であること。 ウ 段は識別しやすいものであること。 エ 側面の高さ75 センチメートルから85 センチメートルまでの位置に握りやすい 形式の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けるものであ
	│ ること。 │(3) 傾斜路を設置する場合にあっては、(2)のエに該当するものとすること。
2 玄関	<ul> <li>(1) 出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあっては、75 センチメートル以上とすること。</li> <li>(2) 出入口のくつずりと敷地が接する部分の高低差は、2 センチメートル以下とし、当該くつずりと土間が接する部分の高低差は、5 ミリメートル以下とすること。</li> <li>(3) 土間の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。</li> <li>(4) 上がりがまちは、安全上支障のない高さとすること。</li> </ul>
	<ul><li>(5) 上がりがまち(式台を設置する場合にあっては、式台を含む。)の段を識別しやすいものとすること。</li><li>(6) 上がりがまちの側壁に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。</li><li>(7) 式台及び靴の着脱を容易にするためのいす等を設置できる空間を確保すること。</li></ul>
3 廊下等	<ul> <li>(1) 有効幅員は、85 センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあっては、78 センチメートル以上とすること。</li> <li>(2) 側壁の高さ 70 センチメートルから 80 センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。</li> <li>(3) 屈曲部及び出入口に接する部分に車椅子の転回が可能な空間を確保し、又は軽微な改造により当該空間を確保することができるよう措置を講ずること。</li> </ul>
4 階段	<ul> <li>(1) 勾配は、1分の1以下とし、かつ、1の(2)のイに該当するものとすること。ただし、</li></ul>

	すること。 (8) 回り段を設ける場合にあっては、1 の段につき回る角度を 45 度以上の一定の角度 とする等安全上支障のないものとすること。
5 便所 	(1) 出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75 センチメートル以上とし、又は軽微な改造により80 センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずること。
	(2) 出入口に段を設けないこと。 (3) 介助のしやすい広さを確保し、又は軽微な改造により介助のしやすい広さを確保 することができるよう措置を講ずること。
	(4) 戸は、引き戸式又は外開き戸式とし、かつ、施錠装置は、外部から解錠できる構造とすること。   (5) 便器は、腰掛式とすること。
	(6) 便器の両側に手すりを設置し、又は手すりを設置するための下地を設けること。
6 洗面所及 び脱衣所	(1) 出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75 センチメートル以上とし、又は軽微な改造により80 センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずること。 (2) 出入口に段を設けないこと。
	(3) 洗面所にあっては、洗面器は、高さ 70 センチメートルから 80 センチメートルまでの位置に設置すること。
	(4) 脱衣所にあっては、衣服の着脱を容易にするための手すりを設置し、又は当該手   すりを設置するための下地を設けること。
7 浴室	(1) 出入口の有効幅員は、65 センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合 にあっては、60 センチメートル以上とすること。
	(2) 内法寸法は、短辺 140 センチメートル以上とし、かつ、有効面積は、2.5 平方メートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、内法寸法は、短辺 120 センチメートル以上とし、かつ、有効面積は、1.8 平方メートル以上とすること。
	(3) 出入口の戸は、引き戸式とし、かつ、施錠装置は、外部から解錠できる構造とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該戸を緊急時に救出しやすい構造のものとすること。
	(4) 出入口の床面に高低差を設けないこととし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該床面の高低差は、12 センチメートル以下とすること。 (5) 洗い場の床面は、滑りにくい仕上げとすること。
	(6) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、50 センチメートル以下とするこ   と。
	(7) 浴槽及び洗い場に手すりを設置し、又は手すりを設置するための下地を設けること。
8 居室	(1) 次のいずれにも該当するものとすること。 ア 出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75 センチメートル以上とし、又は軽微な改造により80 センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずるものであること。
	イ 出入口に段を設けないものであること。 (2) 1以上の居室を次のいずれにも該当するものとすること。
	ア 便所と同一階に近接して設置されたものであること。 イ 玄関、洗面所、浴室及び食事室(以下「玄関等」という。)と同一階に設置され たもの又は軽微な改造により玄関等と同一階に設置されることとなるよう措置が
	講ぜられたものであること。ただし、当該居室が設置された階と玄関等が設置された階の間に特殊構造昇降機(建築基準法施行令第 129 条の 3 第 2 項第 1 号に掲げる昇降機をいう。)が設置されている場合は、この限りでない。
	ウ 出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあっては、75 センチメートル以上とするものであること。
	エ 介助のしやすい広さを確保し、又は軽微な改造により介助のしやすい広さを確保し、保することができるよう措置を講ずるものであること。 オ 緊急時に避難がしやすいよう措置を講ずるものであること。
9 バルコニ	出入口の段は、安全上支障のない高さ及び形状とすること。
ーその他こ れに類する もの	

### 10 設備及 び建具

- (1) 給水給湯設備、電気設備及びガス設備は、安全性に配慮されたものとし、かつ、操 作が容易なものとすること。
- (2) 照明設備を安全上必要な箇所に設置し、十分な照度を確保すること。
  (3) 便所、浴室及び8の(2)のアからオまでに該当する居室に緊急時に救助を求めるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。
  (4) 台所にガス漏れを入居者に知らせるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう
- るよう措置を講ずること。
- (5) 寝室、寝室に至る階段及び台所に火災を入居者に知らせるための装置を設置し、又 は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。
- (6) 冷房装置及び暖房装置を設置できるようコンセント等を設置すること。 (7) 建具のとっ手及び施錠装置は、使用しやすいものとすること。

# 第2 一の建築物に存する戸数が20戸以下である共同住宅の共用部分に関する整備基準

<u> </u>	2 一の建築物に作	子する尸数が20尸以下である共同住宅の共用部分に関する整備基準
	整備箇所	整備基準
1		(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。 (2) 敷地の接する道路から外部出入口までの敷地内の通路の1以上を次のいずれにも該当するものとすること。 ア 路面に高低差がある場合にあっては、次のいずれにも該当する傾斜路又は車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。 (ア) 有効幅員は、120センチメートル(階段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上であること。 (イ) 勾配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合にあっては、8分の1)以下であること。 (グ) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅 150センチメートル以上の踊り場を設置するものであること。 (I) 縁端部に5センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。 (オ) 側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。 (カ) 表面の色彩は、当該傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する部分の色彩と識別しやすいものであること。 イ 有効幅員は、120センチメートル以上であること。 ウ 車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。 エ 排水溝を設ける場合にあっては、次のいずれにも該当する溝ぶたを設置すること。 (ア) 表面は、滑りにくいものであること。 (イ) 車椅子のキャスターが落ち込まないものであること。 オ 自動車用の通路と分離するものであること。
2 外部出入口	(1) 幅員等	1以上を次のいずれにも該当する外部出入口とすること。 ア 有効幅員は、80 センチメートル以上であること。 イ 戸の1以上は、引き戸式又は手動の開き戸式であること。 ウ 戸の全面が透明な場合にあっては、衝突を防止するための措置を講ずるものであること。 エ 車椅子を使用する者が通過する際に支障となる段を設けないものであること。
	(2) 開閉用水平面	床面積の合計 1,000 平方メートル以上である建築物の外部出入口にあっては、その 1 以上を車椅子を使用する者が戸を開閉するために必要な水平面を戸の前後に設置するものとすること。
	(3) 敷地内の通路との連結	(1)及び(2)に該当する外部出入口にあっては、その1以上を1の(1)及び(2)に該当する敷地内の通路と連結すること。
. :	床面(利用者の 用に供しない部 分を除く。)	滑りにくい仕上げとすること。
(	廊下等(利用者 の用に供しない 部分を除く。)	次のいずれにも該当するものとすること。 (1) 床面に高低差がある場合にあっては、1の(2)のアの(ア)から(カ)までに該当する傾斜路又は車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。 (2) 車椅子で利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。
5	階段(利用者の 用に供しない部	(1) 階段の側面の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置すること。

分を除く。)	(2) 手すりを階段の両側に連続して設置すること。 (3) 側面が壁でない場合にあっては、側板又は立ち上がりを設置すること。 (4) 蹴込板及び滑り止めを設置すること。 (5) 踏面は、蹴込板から著しく突出させないこと。 (6) 段を識別しやすいものとすること。 (7) 主たるものを回り階段以外のものとすること。
6 エレベーター	かごの間口 100 センチメートル以上で奥行き 110 センチメートル以上のものを 設置する場合にあっては、その 1 以上を次のいずれにも該当するものとすること。
	(1) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80 センチメートル以上であること。
	(2) かごの平面形状は、車椅子の転回が可能なものであること。 (3) 乗り場のボタンは、高さ 80 センチメートルから 110 センチメートルまでの 位置に設置するものであること。
	(4) かご内の高さ 80 センチメートルから 110 センチメートルまでの位置に車椅子を使用する者が利用しやすい専用の操作盤を設置するものであること。 (5) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置
	を表示する装置を設置するものであること。 (6) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖
	を音声により知らせる装置を設置するものであること。 (7) 戸は、緩やかに開閉するものとし、かつ、開いている時間を車椅子による 乗降に配慮したものであること。
	(8) かごの出入口に利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設置するものであること。
	(9) かご内に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置するものであること。
	(10) かご内の左右両面の側板の高さ 75 センチメートルから 85 センチメートル までの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。 (11) 乗り場及びかご内の一般用の操作盤のボタンの内容の表示並びに乗り場
	の階名の表示について点字による表示を行うものであること。 (12) 乗り場には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設置す
	るものであること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開い た
	時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設置されている場合は、この限りでない。
	(13) 乗り場の幅及び奥行きは、それぞれ 150 センチメートル以上であること。 (14) 昇降路の出入口に接する乗り場の部分に水平面を設置するものであること。 と。
	(15) かご内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けること。
	(16) かご内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けること。

様式第1号(第7条関係) 正 本

# 特定施設建築等(変更)届

年 月 日

様

届出者 住 所(法人にあっては、その所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者名)

電話( ) - 番

福祉の主ちづくり条例第15条(第17条)の規定により、次のとおり特定施設の建築等(変更)の内容を届け出主す。

偣	他のま	<b>か</b> *	7	り余	例第	15 余	(第 1	(余)	0.7.为	えたによ	. り、	次のとま	ゴリ 符別	E.他設	の建	杂寺	(変	(史)	0)	竹谷を	ど油りし	日よう。	
建	築物	Ø	所	在	地																		
建	築物	ij	の	用	途																		
建	築物	ð	Ø	階	数																		
I.	事		種	İ	別	新築	・増築	・改築	・移	転・用途	金変更	・大規模	な修繕	・大規	模な村	莫様君	た						
											届	出	部	分	届	出以	. 外	の音	4 矣	ì	合	計	
延べ面積													m²					n	2 l			m²	
延	用途	(								)				m²					n	î			m²
べ面	用途	]途( )												m²					n	î			m²
積	用途	用途( )												m²				m²					m²
の内	用途 (										nť						m²					m²	
訳	その他	1										m²							n	l <sup>2</sup>			m²
共同住宅の戸数又は寄宿舎の室数																					戸(	(室)	
工事	着手	予定	三年.	月日		左	F	月	日		エ	工事完了予定年月日								年	月	月	
代理者								設計者 工事施工者															
氏	名																						
事務所の所在地																							
事務所の名称																							
						電話	(	)		_	番	電話(		)	_	i	番	電記	i (		)	_	番
*						*																	
受						処																	
付						理																	
欄						欄																	

備考 1 この届は、建築物ごとに提出してください。

- 2 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

(以下、省略)